

# 道路整備と一体となった交通体系検討業務（R8） 仕様書

## 1. 委託業務名

道路整備と一体となった交通体系検討業務（R8）

## 2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする

## 3. 業務目的

現在、沖縄本島中南部都市圏の慢性的な交通渋滞を緩和するため、2環状7放射道路の整備が進められているところである。特に、小禄道路や西海岸道路などの高規格幹線道路（外郭環状道路等）の整備により、①那覇空港から名護市街地までのアクセス時間の短縮（90分→60分圏域）や、②中心市街地の交通量が2割減少するなどの整備効果が見込まれている。

これら道路整備と一体となり、高速バスを中心とした公共交通体系の構築や、渋滞低減による道路空間の高度利用等、体系的・効率的な交通施策の展開を図る必要がある。

以上を踏まえ、本業務は、高速バスの利用実態を捉えた上で、小禄道路整備後の高速バスを中心とした公共交通体系や、外郭環状道路内の都市交通利便性向上等に向けた道路空間の高度利用可能性を踏まえた公共交通体系の検討を実施する。

## 4. 業務内容

### （1）高速バス利用実態調査

#### ① 調査手法及び調査内容等の検討

沖縄本島の高速バス路線を対象にした利用実態を把握するための調査手法および調査内容等を検討する。

なお、調査手法及び調査内容等には、過年度実施されたバスOD調査結果や現在の高速バス路線の運行状況等も踏まえた中で、調査対象、調査方法、調査票、調査日、調査体制及び具体的な調員配置などの検討内容を反映することとし、発注者と協議の上で決定すること。

#### ② 実態調査の実施、データ整理及び基礎的な集計・分析

①を踏まえ、沖縄本島高速バス路線を対象にした利用実態調査を実施する。

実態調査は、適切な管理体制の下で実施するとともに、調査結果のデータ整理及び基礎的な集計分析を実施すること。

※調査手法及び調査内容等については、関係機関との協議を実施すること。

※別途実施される地域循環バス等実証事業委託業務におけるバス利用実態調査の調査項目との整合性に留意すること。

※調査内容等の検討及び基礎的な集計・分析では、拡大処理の検討を行い、必要な対応を行うこと。

### （2）外郭環状道路（小禄道路）整備後の交通体系のあり方検討

#### ① 小禄道路整備の概要・効果と検討課題等の整理

小禄道路に関する整備の概要・効果を既往計画等から整理を行った上で、整備後の交通体系のあり方検討にあたっての課題等を整理する。

#### ② 高速バスネットワークに関する事業者意向等の把握

小禄道路整備後の交通体系のあり方検討にあたっての課題等を踏まえ、交通事業者及び空港事業者等へのヒアリング調査を実施し、各事業者が抱える課題や意向等を把握する。

#### ③ 小禄道路整備後の交通体系のあり方検討

小祿道路整備後の交通体系のあり方を検討する。なお、検討にあたっては、①、②の検討内容に加え、高速バスによる空港や那覇中心部からのアクセス性等を考慮すること。

※事業者等へのヒアリング対象は、発注者と協議の上で決定すること。

### (3) 観光交通に関する高速バスを中心とした公共交通体系の検討

#### ① 観光交通の移動特性の分析と課題整理

活用可能な既存の統計データや報告書等より、観光客の訪問先や利用交通手段等基礎的な交通特性の整理を行う。特に、現在レンタカーの利用が中心であることによる影響を、社会的な影響と観光客の利便性低下の両面から調査し、課題を整理する。

#### ② 観光交通の高速バス等を活用した交通施策の検討

①の課題を踏まえ、高速バス等の活用により観光交通の利便性向上が期待できるエリアや対象を抽出し、有効と考えられる対策メニューや関係者を検討、整理する。

※先進事例や関係自治体・有識者等へのヒアリング等を踏まえた検討を行うこと。

※活用可能な調査データの分析・活用方法、及び観光交通の高速バス等を活用した交通施策を検討する上での視点や工夫等については提案すること。

### (4) 外郭環状道路内の都市交通利便性向上等を図る公共交通体系の検討

#### ① 外郭環状道路域内を目的地とする交通の移動特性の分析と課題整理

外郭環状道路域内を目的地とするトリップ特性や、小祿道路整備前後の外郭環状道路や外郭環状道路域内における交通量等の変化について、定量的な分析を行い公共交通の利便性向上等に向けた課題を整理する。

#### ② 外郭環状道路域内の公共交通利便性向上等の検討

①の課題を踏まえ、基幹バスシステムや路線バス、高速バス等の活用により県内交通の利便性向上が期待できるエリアや対象を抽出し、有効と考えられる対策メニューや関係者を検討、整理する。

※先進事例や関係自治体・有識者等へのヒアリング等を踏まえた検討を行うこと。

※県内交通の移動特性の分析及び公共交通の利便性向上等に向けた地域や施策の検討にあたっては、活用可能なデータや定量的な検討方法を提案すること。

## 5. 打合せ協議

打合わせ協議は、必要に応じ実施するものとし、オンラインでの対応も可能とする。また、協議内容は認識共有のためメモを作成し、県の確認を得ること。

## 6. 報告書作成・成果品

### (1) 報告書作成

ア 本業務の報告書は、「4. 業務内容」の内容に関する基礎情報及び調査検討結果や必要なバックデータ、図表等について盛り込まれていること。

イ 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

### (2) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書、概要版：各2部
- ・ 電子データ：1部（CD-R 又は DVD-R）
- ・ その他担当職員から指示のあったもの

## 7. 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

#### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

#### (3) 再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力および集計
- ・ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

### 8. 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講ずること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

### 9. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- (3) 本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、協議するものとする。
- (4) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。